

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年10月3日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月24日から同年11月13日まで縦覧に供する。

令和7年10月17日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 山樋地区	坂出市建設経済部 農林水産課
坂出市西庄土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 庄・大屋敷地区	〃
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 馬場北地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 三十六地区	〃
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 赤尾池地区	〃
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鋤地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 高屋古田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 北山地区	〃